

みんなで作る水源の森

企業協賛金制度

募集要項



東京都水道局

目 次

企業協賛金制度について

・概要	… 1
・募集について	… 2
・水道局が実施する広報について	… 3
・水道水源林体験ツアーについて	… 4
・企業協賛金制度申込書及び申込書記入例	… 5
・(参考)「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」の概要	… 7

水道水源林ポータルサイトみずふる

「東京水のふるさと」である水道水源林の魅力を分かりやすくまとめたポータルサイトです。

企業協賛金制度の取組もこちらのサイトに掲載しています。



SDGsとの関わり

企業協賛金制度の取組はSDGs（注）の17の目標のうち、以下の目標の実現に寄与します。

- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 13 気候変動に具体的な対策を

- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



（注）持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。（外務省ホームページより）

概要

目的

企業協賛金制度は、社会を構成する重要な一員である企業、団体等（以下「企業等」といいます。）が、社会貢献活動等の一環として、協賛金を通じて水道局と連携した森づくりを行い、水源地保全への理解を深めることで、将来にわたり水道水源林を適切に管理していくことを目的として取り組むものです。

仕組みと役割

企業等

（費用）

- ・一口 1 年間あたり10万円の協賛金をお支払いいただきます。口数の制限はありません。

（広報）

- ・本制度の協賛企業であることを、自らの広報媒体を活用してPRできます。

（注）広報活動に際しては、社会通念上不適切な内容ではないか、水道水源林のイメージ等に悪影響を与える内容ではないか等に関して事前に確認させていただきます。

（その他）

- ・別途水道局が実施する「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」に優先的に応募することができます。

（注）企業の森の受入企業数には限りがあります。ご希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。

水道局

（費用）

- ・企業等からいただいた協賛金を活用して、水道水源林の保全作業等を実施します。（特定エリアの整備に充当するものではありません）

（広報）

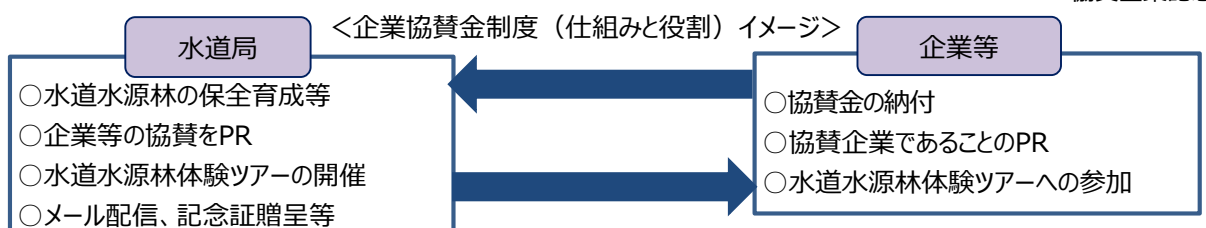
- ・水道局の電子広報媒体（ホームページ、Twitter等）や水道局PR施設（奥多摩水と緑のふれあい館等）での電子看板設置などにより、企業等が水道水源林の保全育成に協賛していることをPRします。PRする期間は、協賛金を企業等に納付いただき、協賛企業決定通知書を発行した日の翌月から 1 年間です。

（その他）

- ・水道水源林や水源地への理解を一層深めていただくため、水道水源林体験ツアーを開催します。
- ・イベントや水源林の情報について、企業担当者の方に定期的にメールで配信します。
- ・本制度の協賛企業であることをPRできる記念証の贈呈や、実績報告書の送付を行います。



協賛企業記念証



募集について

募集内容

一口年間当たり10万円の協賛金を募集します。口数の制限はありません。

応募方法

水道局ホームページ（水道水源林ポータルサイトみずふる）に掲載している申込書(Word形式)に必要事項を御記入の上、電子メールにて下記担当までお送りください。

（水道局ホームページ（水道水源林ポータルサイトみずふる）⇒みんなでつくろう水源の森⇒東京水道へ企業の森（ネーミングライツ）と企業協賛金 ⇒企業協賛金）

<https://www.mizufuru.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/create/support/funding/>



募集期間

通年受け付けます。

企業等の申込

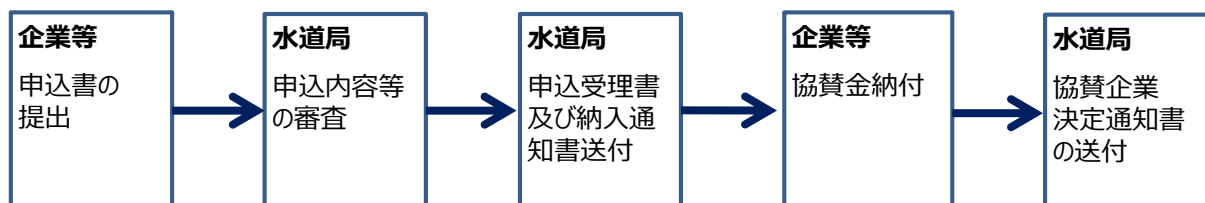
企業協賛金制度要綱第10条第1号各号に該当しない企業等であることを申込条件とします。

企業協賛金制度要綱第10条第1号各号

- 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者又は水源の森づくりを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であると認められる者
- 法令又は公序良俗に反する行為を行い、その行為に対する措置等が終了していない者
- その他水道局長が不適当と判断する者

申込みから決定までの流れ

お申込みいただいてから協賛が決定するまでの流れは、次のとおりです。



担当及び申込書提出先

宛 先 東京都水道局浄水部浄水課（施設担当）

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

連絡先 TEL 03-5320-6413（ダイヤルイン）

[minnanomori](mailto:minnanomori@waterworks.metro.tokyo.jp) (at) waterworks.metro.tokyo.jp

迷惑メール対策のため、表記を変更しています。お手数ですが、(at)を@に置き換えてください。

水道局が実施する広報について

水道局PR施設における電子看板

水道局の広報施設である奥多摩水と緑のふれあい館（奥多摩町）、東京都水の科学館（江東区）、東京都水道歴史館（文京区）に設置している電子看板（デジタルサイネージ）で、企業等をPRします。

（注）改修工事や感染症拡大防止等のため、臨時休館することがあります。



奥多摩水と緑のふれあい館 電子看板（画面サイズ110×60cm）

放映内容

企業協賛金制度に御参加いただいた企業等の一覧を当局で作成し、15秒間表示します。

【放映イメージ（終日再生します）】

東京水道～企業の森			協賛金制度
Aの森 A社の取組	...	Bの森 B社の取組	※※(株) (株)●●
A社	...	B社	協賛金 企業一覧
15秒 →	...	15秒 →	15秒 →

PR期間

協賛が決定した日の翌月の初日から1年間

その他

水道局ホームページなどの電子広報媒体や各種イベントなどを活用し、企業等のPRを随時行います。

水道水源林体験ツアーについて

概要（予定）

企業協賛金制度に協賛していただいている企業等の社員（又はその家族）の方を対象に、水道水源林の豊かな自然を体験し、水道事業への理解を深めていただくツアーを実施します。

ツアーは年間2回程度を予定しています。

（注）感染症等への対応状況により、内容、時期の変更及び中止の可能性があります。

参加可能人数以上の希望者が見込まれる場合でも申込可能な場合がありますので、御相談ください。

- ・参加費は無料です。
- ・参加人数は、1社当たり5名程度とさせていただきます。（申込多数の場合は抽選）
- ・詳細については、改めて御案内します。

＜水道水源林体験ツアーの概要＞

内容	開催回数	開催時期	定員	開催場所	募集開始時期
森林散策、作業体験、その他	年2回程度	夏～秋	各回20名程度	水道水源林とその周辺 （東京都奥多摩町、山梨県甲州市等）	実施の約2か月前

【ツアー内容の例】

○森林散策

森林内を歩きながら、水道局による森づくりなどをご紹介します

○作業体験

森林の保全作業を体験いただきます
（間伐、丸太切り体験等）

○その他

水道局施設の見学や水源地周辺施設にて文化体験をしていただきます。

※ツアー内容は変更となる可能性があります。



別記

様式第 1 号

企業協賛金制度申込書

年 月 日

東京都水道局長 様

住 所 又 は 所 在 地
名 称
代表者（役職・氏名）

企業協賛金制度に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛金額

金 額	金	円	（	口）
-----	---	---	---	----

2 連絡先

担当者		所属・役職	
電話		ファクシミリ	
メール			

別記

様式第1号

企業協賛金制度申込書

〇年 〇月 〇日

東京都水道局長 様

住所又は所在地 東京都△区〇町1丁目1番地
名 称 株式会社〇〇〇〇
代表者（役職・氏名） 〇〇 太郎

企業協賛金制度に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛金額

金 額	金 500,000 円 (5 口)
-----	--------------------

2 連絡先

担当者	〇〇部●●課	所属・役職	協賛 太郎
電話	03-****-****	ファクシミリ	03-****-****
メール	suidou@****.co.jp		

(参考)「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」の概要

目的

東京水道～企業の森（ネーミングライツ）（以下「企業の森」といいます。）は、社会を構成する重要な一員である企業、団体等（以下「企業等」といいます。）が、社会貢献活動等の一環として、東京都水道局（以下「水道局」といいます。）が管理する水道水源林内の一部エリア（以下「協定エリア」といいます。）にネーミングライツを設定し、企業等が支払う費用を活用して水道局が水道水源林の保全育成等を行うことで、将来にわたり水道水源林を適切に管理していくことを目的として取り組むものです。

仕組みと役割

企業等及び水道局の役割は次のとおりです。

企業等

（活動）

- ・水道局との間で原則 3 年間の協定を締結した上で、御希望に応じて、森林保全作業体験をはじめとする様々な活動を行うことができます。
また、水道水源林の機能に重大な悪影響を及ぼさない範囲で企業独自の活動も可能です。
（森林保全作業体験等の実施は企業等の任意です。）
- ・具体的な活動方法や広報の内容等については、協定締結後に水道局と調整しながら「活動計画」を毎年策定してください。

（注）森林保全作業体験等を実施する場合は、参加者の募集、道具の用意（軍手など）、現地までの交通手段の確保に係る費用は、企業等の負担となります。

なお、御希望の場合は、水道局が活動に必要な支援（ノコギリなどの用意、指導者の手配など）を行います。

（費用）

- ・企業等は、ネーミングライツ費用として1ha当たり1年間で50万円をお支払いいただきます。

（広報）

- ・協定エリアは、あらかじめ水道局と調整の上、「○○の森」などの愛称を付けて（ネーミングライツ）企業等の広報活動等に活用できます。
また、協定エリアに看板を設置することもできます。
- ・看板の設置、修繕、維持管理及び撤去に係る費用は、企業等の負担となります。

（注）ネーミングライツの設定、広報活動及び看板設置に際しては、社会通念上不適切な内容ではないか、水道水源林のイメージ等に悪影響を与える内容ではないか等に関して、事前に確認させていただきます。また、当該地域は秩父多摩甲斐国立公園内のため、看板の大きさやデザイン等に配慮が必要です。

（その他）

- ・協定期間中は、地元自治体等での文化体験の実施もぜひ御検討ください。

仕組みと役割 (続き)

水道局

(水源林の保全育成等)

- ・協定エリアを設定し、企業等からお支払いいただいた費用を活用して、協定エリアをはじめとする水道水源林の保全作業等を実施します。（費用は特定エリアの整備に充当するものではありません。）
- ・企業等が森林保全作業体験等の活動を希望する際は、技術支援や道具支援など、可能な範囲で支援します。

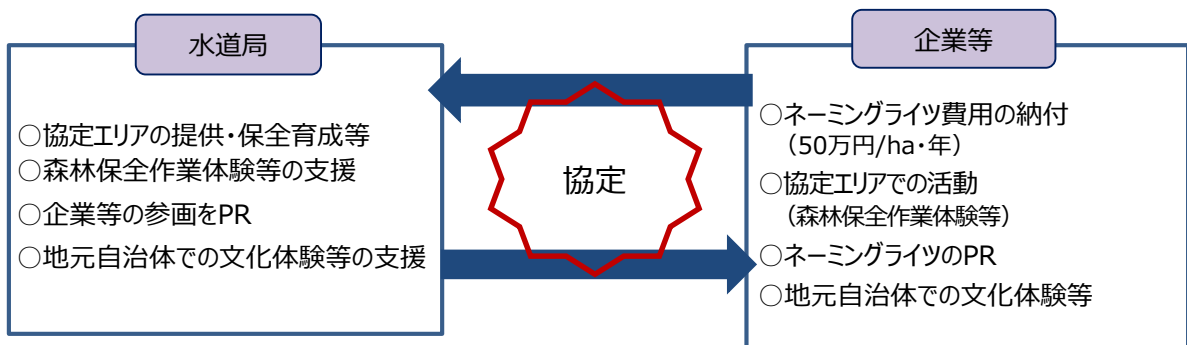
(広報)

- ・水道局の電子広報媒体（ホームページ、Facebook、Twitter等）や水道局PR施設（奥多摩水と緑のふれあい館等）の電子看板などにより、協定期間中、企業等の参画や活動内容等についてPRします。

(その他)

- ・企業等が地元自治体等にて文化体験等を実施する際は、受入先の紹介等の支援をします。

＜東京水道～企業の森（仕組みと役割）イメージ＞



申込みから活動までの流れ

お申込みから実際の活動までの流れは、次のとおりです。

